

令和２年度ふくしまファンクラブを活用した 交流・関係人口拡大及び風評・風化対策業務委託 公募型プロポーザル募集要領

1 委託の目的

福島県地域振興課（以下「地域振興課」という。）が、平成１９年度（２００７年度）から運営している「ふくしまファンクラブ」を活用し、福島県に愛着や興味を持つ人々に対する情報発信、誘導策等を展開することで、交流・関係人口の拡大を図るとともに、風評の払拭及び風化の防止を図ることを目的とする。

本事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

2 業務内容

(1) 委託事業名

令和２年度ふくしまファンクラブを活用した交流・関係人口拡大及び風評・風化対策業務

(2) 仕様

別紙「令和２年度ふくしまファンクラブを活用した交流・関係人口拡大及び風評・風化対策業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託業務期間

委託契約締結の日から令和３年３月２６日（金）までの期間

(4) 予算額

金１８，５７９，０００円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げている条件を全て満たしている者としします。

- ①本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

- ②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- ③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立てをしている団体若しくは申立がなされている団体又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生法手続開始の申立をしている団体若しくは申立てがなされている団体にあつては、当該手続の開始の決定を受けた直後に入札に参加することに支障がないと認められる団体であること。
- ④委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。
- ⑤募集開始からプロポーザル審査会の日までに福島県から指名停止を受けていない者であること。
- ⑥暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定によるもの）、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする者、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある者でないこと。

（2）募集要領等の入手方法

募集要領及び様式等については、地域振興課のホームページからダウンロードして入手すること。

なお、地域振興課の窓口又は郵送等での配付は行わない。

4 質問等の受付

（1）受付期限

令和 2 年 3 月 25 日（水）17 時 00 分まで（厳守）

（2）提出方法

質問書（第 1 号様式）により、地域振興課（担当者）宛に電子メール又は FAX により提出すること。

電子メールの件名は「【質問】令和 2 年度ふくしまファンクラブ業務」とし、電子メール、FAX 共に電話により送付した旨を連絡すること。

なお、電話による質問の受付は行わない。

(3) 回答

公平性を保つため広く周知させる必要のある回答については、地域振興課のホームページで随時公表する。

6 参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、プロポーザル参加表明書（第2号様式）を提出期限までに提出すること。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けない。

(1) 提出期限 令和2年4月3日（金）17時00分まで（必着）

(2) 提出方法 送付、持参、ファクシミリ又は電子メール

7 企画書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、プロポーザル参加表明書（第2号様式）の提出を行った上で、企画提案書等を提出期限までに提出すること。

(1) 提出期限 令和2年4月10日（金）17時00分まで（厳守）

(2) 提出方法 郵送又は持参

(3) 提出場所 地域振興課

(4) 提出書類（企画提案書等）

① 企画提案書及び工程表（A4版、任意様式）

② ふくしまファンクラブ会報作品案（A4版、8ページ）

③ 見積書（A4版、任意様式）

④ 会社概要（第3号様式）

⑤ 業務実施体制書（第4号様式）

⑥ 担当者経歴等（第5号様式）

⑦ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（第6号様式）

⑧ プロポーザル参加表明書（第2号様式）※原本未提出者のみ

(5) 提出部数

8部（ただし⑦⑧は原本1部のみ提出すること。）

8 企画提案書の内容

企画提案書には別紙「令和2年度ふくしまファンクラブを活用した交流・関係人口

拡大及び風評・風化対策業務委託仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、次の事項に注意して作成すること。

(1) 仕様書の委託業務内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。

(2) 仕様書に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。

また、各業務をどのように連携して実施するかについて具体的に提案すること。

特に、企画提案書には、会報発行業務に係る企画・取材・編集・印刷・発送までの一連の工程の標準的なスケジュールを必ず記載すること。

9 企画提案書等の提出に際しての留意事項

(1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出期限を過ぎて応募申込書が提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ③ 提出書類に不備があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ⑤ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者(役員)が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑥ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ⑦ その他、福島県があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 参加者は、応募申込書の提出をもって、本募集要領の記載内容を承諾したものとみなす。

- ② 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、任意で追加資料の提出を求める場合がある。
- ③ 提出された企画提案書等は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成 12 年福島県条例第 5 号）に基づく情報公開請求の対象とする。

10 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

審査会で参加者の企画提案書により書面審査を行い、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。

(2) 審査基準及び配点（予定）

審査項目	配点	評価基準
1 会報発行	25点	<ul style="list-style-type: none"> ・会報企画内容及びデザイン力 ・情報収集、取材、原稿執筆における能力及び実施体制 ・印刷、発送実施能力
2 事務局からの情報発信（メールマガジン・SNS）	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・メールマガジンや SNS による事務局からの情報発信の具体的な企画内容、実施能力
3 会員による情報発信促進、交流会開催、イベント出展、協賛店管理拡充	25点	<ul style="list-style-type: none"> ・SNS を活用した会員による主体的な情報発信促進及び会員勧誘の具体的な企画内容及び実施能力 ・交流会開催の具体的な企画内容及び実施能力 ・イベント出展の具体的な PR 手法及び実施能力 ・協賛店管理拡充の具体的な手法及び実施能力
4 会員情報管理、アンケート調査	15点	<ul style="list-style-type: none"> ・会員情報管理の適切な実施体制、運営能力 ・アンケート調査の具体的な手法及び実施能力
5 業務推進体制	20点	<ul style="list-style-type: none"> ・受託者の実施体制 ・意欲、業務遂行能力等

(3) 通知等

ア 各審査の結果は各プロポーザル参加者に通知する。

イ 選定されなかった者は、その通知が到達した日から起算して7日（土曜日及び日曜日を除く）以内に、書面により選定されなかった理由についての説明を求めることができる。また、その回答は、書面が到達した日から起算して10日以内に行う。

なお、説明請求に対する回答の内容は「請求者及び最優秀者の企業名と審査時の総得点」を公表するものとする。

(4) 契約の締結等

ア 仕様書の協議等

選定した契約候補者と地域振興課が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で契約を締結する。

仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、提案内容のとおりには反映されない場合もある。

イ 契約金額の決定

契約金額は協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

ウ その他

契約候補者と地域振興課との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった応募者と協議する。

なお、本事業は福島県議会における令和2年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。また、本事業は財源として福島県における観光関連復興支援事業費補助金を活用して実施するものであることから、契約等の手続きは同補助金の交付決定後に行う。同補助金が交付されない場合には事業内容・予算を見直すことがある。

1.1 スケジュール

項目	日程
質問受付締切	令和2年3月25日（水）17時00分まで
プロポーザル参加表明書の提出期日	令和2年4月3日（金）17時00分まで
企画提案書等の提出期限	令和2年4月10日（金）17時00分まで
選定結果の通知	令和2年4月中旬
契約候補者との仕様協議、契約締結	令和2年4月下旬

1.2 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16（本庁舎 5 階） 地域振興課（担当：松森）

TEL：024-521-8023 FAX：024-521-7912 E-mail：ui-turn@pref.fukushima.lg.jp